

「ミクロブタニル」「メタゾスルフロン」「アルドリン及びディルドリン」「キザロホップエチル」「フルバリネート」「クロルフェンビンホス」「ジフルベンズロン」「チアベンダゾール」及び「メトプレン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

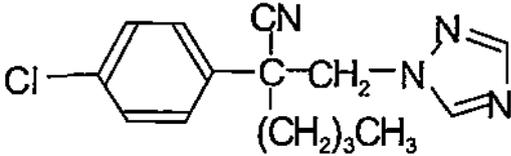
1. ミクロブタニル（農薬）
2. メタゾスルフロン（農薬）
3. アルドリン及びディルドリン（農薬）
4. キザロホップエチル（農薬）
5. フルバリネート（農薬及び動物用医薬品）
6. クロルフェンビンホス（農薬及び動物用医薬品）
7. ジフルベンズロン（農薬及び動物用医薬品）
8. チアベンダゾール（農薬及び動物用医薬品）
9. メトプレン（農薬及び動物用医薬品）

ミクロブタニル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 22 年 11 月 29 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ミクロブタニル (Myclobutanil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系の殺菌剤である。</p> <p>菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を阻害すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物：いちじく（さび病）、もも（灰星病）、りんご（黒星病等）等</p> <p>今回、トマト、ミニトマトへの適用拡大申請</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日
	国際基準	仁果類、核果類、ぶどう、バナナ等
	諸外国	<p>米国基準：トマト、りんご、ぶどう、バナナ等</p> <p>カナダ基準：トマト、りんご、ぶどう、バナナ等</p> <p>EU基準：トマト、仁果類、核果類等</p> <p>豪州基準：仁果類、いちご、ぶどう等</p> <p>ニュージーランド基準：仁果類、ぶどう等</p>
食品安全委員会での評価等	<p>平成 20 年 3 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼</p> <p>平成 21 年 5 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.024 mg/kg 体重/day</p>	

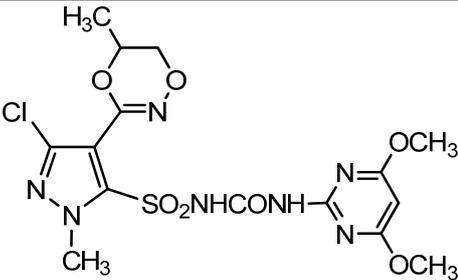
JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタゾスルフロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 11 月 29 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタゾスルフロン (Metazosulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。 植物体内のアセト乳酸合成酵素の活性を阻害することにより、分岐アミノ酸類の生合成を阻害することで作用すると考えられている。	
日本における登録状況	今回、水稻への新規登録申請	
	使用方法：湛水散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

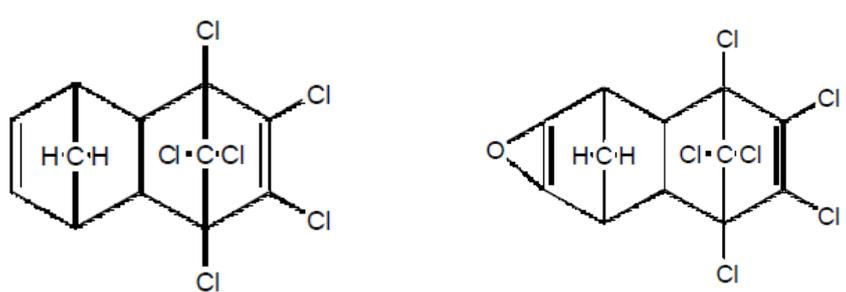
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アルドリン及びディルドリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	アルドリン (Aldrin) 及びディルドリン (Dieldrin)	
構造式	 <p style="text-align: center;"> アルドリン ディルドリン </p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	有機塩素系の殺虫剤である。 GABA受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	PTDI = 0.0001 mg/kg 体重/日 (アルドリン及びディルドリンの総和として)
	国際基準	うり科野菜、かんきつ類、畜産物等
	諸外国	カナダ基準：畜産物等 EU基準：うり科野菜、スパイス類、畜産物等 豪州基準：畜産物等 ニュージーランド基準：穀類、かんきつ類、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

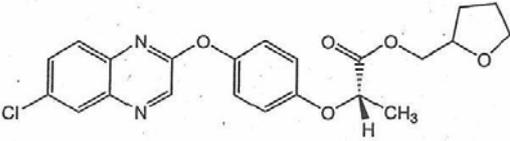
キザロホップエチル

※ キザロホップエチルには、キザロホップ、キザロホップエチル、キザロホップ P、キザロホップ P エチル及びキザロホップ P テフリルが含まれるものとしている。

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	キザロホップPテフリル (Quizalofop-P-tefuryl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	脂質の生合成を阻害することにより、分裂組織中の細胞を破壊し、植物体を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	<p>キザロホップエチルとして、登録がなされている。 適用作物：大豆、ばれいしょ、たまねぎ、にんじん等</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>豪州基準：豆類、えんさい、畜産物等 ニュージーランド基準：豆類、きゅうり等</p> <p>なお、キザロホップエチルとして、米国基準（豆類、畜産物等）、EU基準（根菜類、あぶらな科野菜等）、カナダ基準（豆類、畜産物等）がある。</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【キザロホップエチル】</p> <p>平成 19 年 3 月 5 日及び平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 21 年 10 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.009 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">（評価結果には、キザロホップPテフリルは含まれていない。）</p>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルバリネート

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年10月4日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルバリネート (Fluvalinate)	
構造式		
用途	殺虫剤（農薬）、ダニ駆除剤（動物用医薬品）	
作用機構	ピレスロイド系殺虫剤である。 神経膜のナトリウムチャネル開放による脱分極による伝達抑制及びシナプスでの GABA 拮抗作用による抑制性神経伝達の阻害により、神経を麻痺させ殺虫作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】登録がなされている。 適用作物：ばれいしょ（アブラムシ類）、だいこん（アオムシ等）、りんご（シンクイムシ類等）等 今回、小麦、とうもろこし、いんげんまめ、あずき、やまのいも、てんさい、ねぎ、ピーマンへの適用拡大申請	
	使用方法：散布	
	【動物用医薬品】承認されている。 対象動物：みつばち	
	使用方法：懸垂	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州基準：アスパラガス、はちみつ、核果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

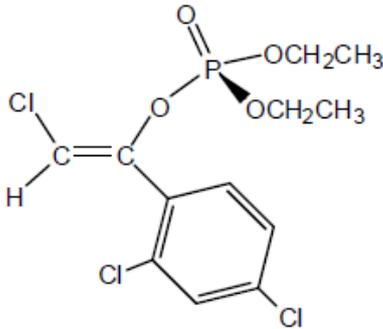
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

クロルフェンビンホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルフェンビンホス (Chlorfenvinphos)	
構造式		
用途	殺虫・殺ダニ剤（農薬、動物用医薬品）	
作用機構	有機リン系の殺虫・殺ダニ剤である。 アセチルコリンエステラーゼ阻害により、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】登録されていない。	
	【動物用医薬品】承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.0005 mg/kg 体重/日
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	基準は削除されている。
	諸外国	EU基準：にんじん、アスパラガス、しいたけ等 豪州基準：畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

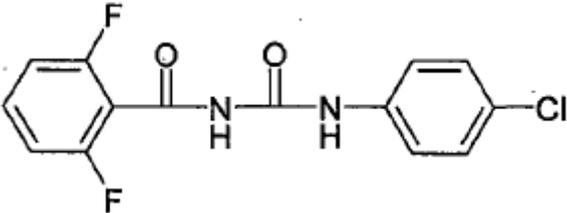
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ジフルベンズロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジフルベンズロン (Diflubenzuron)	
構造式		
用途	殺虫剤（農薬、動物用医薬品）	
作用機構	幼虫の脱皮時に急速に活発化する表皮のキチン質合成機能を阻害し、表皮を異常にすることにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】登録がなされている。 りんご（シンクイムシ類等）、もも（モモハモグリガ等）マッシュルーム（キノコバエ類）等	
	使用方法：散布	
	【動物用医薬品】承認されている。 畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫（ハエ・カの幼虫）の駆除	
	使用方法： 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.02 mg/kg 体重/日
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	かんきつ類、仁果類、マッシュルーム等
	諸外国	米国基準：マッシュルーム、畜産物等 EU基準：かんきつ類、仁果類、水産物等 豪州基準：マッシュルーム、畜産物等 ニュージーランド基準：マッシュルーム
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

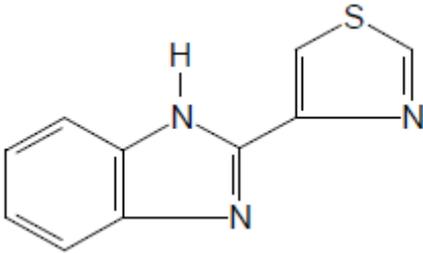
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

チアベンダゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	チアベンダゾール (Thiabendazole)	
構造式		
用途	殺菌剤（農薬）、寄生虫駆除剤（動物用医薬品）	
作用機構	<p>ヘテロサイクリック系の殺菌剤である。細胞内のチューブリンに結合し、有糸分裂を阻害することにより作用すると考えられている。</p> <p>寄生虫駆除剤としては、蠕虫に特異的な酵素であるフマル酸塩還元酵素を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	【農薬】登録されていない。	
	【動物用医薬品】承認されていない。	
	【食品添加物】指定されている（かんきつ類及びバナナへの防かび剤）。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.1 mg/kg 体重/日
	JECFA	A D I = 0.1 mg/kg 体重/日
	国際基準	マッシュルーム、パパイヤ、畜産物等
	諸外国	米国基準：りんご、マッシュルーム、畜産物等 カナダ基準：りんご、バナナ、かんきつ類、畜産物等 E U 基準：かんきつ類、バナナ、畜産物等 豪州基準：りんご、かんきつ類、畜産物等 ニュージーランド基準：かんきつ類、バナナ、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

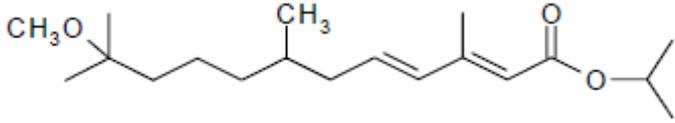
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

メトプレン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	メトプレン (Methoprene) 及びS-メトプレン (S-Methoprene)	
構造式		
用途	昆虫成長調整剤（農薬）、殺虫剤（動物用医薬品）	
作用機構	幼若ホルモン類似体であり、幼虫期に対し成虫への変態を阻止することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】登録されていない。	
	【動物用医薬品】イヌ及びネコを対象動物として承認されている。 (ノミ、マダニ、ハジラミ)	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.09 mg/kg 体重/日 (ラセミ体として) A D I = 0.05 mg/kg 体重/日 (S-メトプレンとして)
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	畜産物等
	諸外国	カナダ基準：マッシュルーム EU基準：穀類、畜産物等 豪州基準：穀類、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議